

社会福祉法人慶松会 役員等の報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人慶松会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。

2 本規定でいう評議員とは、定款第6条による者をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬額)

第3条 役員等の報酬は定款第21条に定める金額で支給する。

2 評議員の報酬は定款第8条に定める金額で支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。

(改正)

第5条 本規定の改廃は、理事会の議決を経て評議員会で議決しなければならない。

付 則 この規定は平成29年4月1日より適用する。